

令和6年3月11日
地域教育課

江東きっずクラブ事業の運営委託料の返還について

1 対象事業所の概要

(1) 対象事業所

公設民営江東きっずクラブ3クラブ（江東きっずクラブ豊洲三丁目、江東きっずクラブ豊北、江東きっずクラブ浅間堅川）

(2) 運営事業者

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

2 返還理由

江東きっずクラブ豊洲三丁目、江東きっずクラブ豊北、江東きっずクラブ浅間堅川において、本区の職員配置基準を満たさない時期があり、勤務報告書に一部虚偽があったことから、職員配置基準を満たしていなかった期間について、過大に支給した委託料を返還させる。

3 返還対象期間等

平成30年10月～令和5年9月

常勤、非常勤、臨時職員13人について、延べ323月分が過大支給。

4 返還金額

75,176,348円

5 返還期限

令和6年3月末日

6 今後の対応

令和6年4月1日より地域教育課に放課後運営指導係を設置し、江東きっずクラブに助言・指導する体制を強化するとともに、江東きっずクラブの運営に対し検査を実施する。